

西宮市学校給食審議会委員の解嘱の件

西宮市学校給食審議会委員を下記のとおり解嘱にあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和3年7月26日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和3年8月4日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

1 解嘱理由

田中 由紀氏を願出により解嘱する。

2 解嘱

- (1) 解嘱者 田中 由紀
- (2) 解嘱年月日 令和3年7月26日

(参考1)

○提案理由

任期途中で願出があったため、解嘱する。

(参考2)

○西宮市附属機関条例

(委員)

- 第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。
 - 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

学校給食審議会委員 改選資料（委員新旧対照表）

旧			
区 分	氏 名	期	所 属 等
学識経験者	浦上 拓也	4期	近畿大学 経営学部教授
	高橋 享子	4期	武庫川女子大学 食物栄養科学部長
関係行政機関職員 (学校長代表)	牛尾 重信	1期	西宮市立苦楽園小学校長
	岡 敏行	1期	西宮市立鳴尾南中学校長
保護者代表	岩本 佳奈子	1期	西宮市PTA協議会会長
	田中 由紀	1期	西宮市PTA協議会副会長
関係行政機関職員 (栄養教諭代表)	田中 裕美	1期	西宮市立今津小学校栄養教諭

新			
区 分	氏 名	期	所 属 等
学識経験者	浦上 拓也	4期	近畿大学 経営学部教授
	高橋 享子	4期	武庫川女子大学 食物栄養科学部長
関係行政機関職員 (学校長代表)	牛尾 重信	1期	西宮市立苦楽園小学校長
	岡 敏行	1期	西宮市立鳴尾南中学校長
保護者代表	岩本 佳奈子	1期	西宮市PTA協議会会長
関係行政機関職員 (栄養教諭代表)	田中 裕美	1期	西宮市立今津小学校栄養教諭